

アンケートに関するまとめ

令和6年度に豊川市における権利擁護支援に関するニーズ把握のために、当事者団体や福祉関係者等に対して、アンケート調査を実施しました。今回アンケートにご協力いただいた皆様におかれましては、ありがとうございました。アンケートでいただいた質問に対する回答と意見をまとめました。 今後は、把握したニーズをもとに、課題を分析・整理し、新たな取り組みを調査・研究していきます。

<成年後見制度とは>

成年後見制度は、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配な人が いろいろな契約や手続をする際に同じ地域に暮らすさまざまな人がつながって本人の思いを分かち合い、一緒に考えお手伝いする制度です。

制度に関して詳しくは

→厚生労働省成年後見はやわかりサイト：

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>



<Q & A>

Q 1. 申立て手続きにかかる期間はどれくらいですか？

A 1. 通常のケースで1～2ヵ月、長くても4ヵ月くらいです。

Q 2. 成年後見人等に支払う報酬はどれくらいかかりますか？

A 2. 下記の金額は目安です。実際の金額は家庭裁判所が決定します。

(引用：令和4年2月大阪家庭裁判所 成年後見人等の報酬額のめやす)

管理財産額	基本報酬額
1,000 万円未満	月額 1 万～2 万円
1,000 万円以上～5,000 万円未満	月額 3 万～4 万円
5,000 万円以上	月額 5 万～6 万円

※成年後見人等が訴訟、遺産分割、不動産の売却等で被後見人等の本人財産を増加させた場合や減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。ただし、今後は業務の内容に応じて報酬額を決定していくという考え方も検討されておりますので、上記に変更がある可能性があります。

Q 3. 成年後見制度を利用するに当たって、受けられる助成はありますか？

A 3. 成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

→詳細は豊川市役所介護高齢課（電話：０５３３—８９—２１０５）又は障害福祉課（電話：０５３３—８９—２１５９）へご相談ください。

Q 4. 豊川市で行っている成年後見人等を増やす取り組みはありますか？

A 4. 令和７年度から市民後見人の養成講座を予定しております。現在、名古屋家庭裁判所豊橋支部管内では、市民後見人が単独で受任するケースはありませんが、法人後見の支援員等として活動していただくことで、受任件数を増やすことができるよう検討しているところです。

Q 5. 本人が亡くなった後の成年後見人等の対応はどうなりますか？

A 5. 本人の死亡により、成年後見人等の職務は終了し、原則として成年後見人等はその権限を喪失します。ただし、民法の改正により、家庭裁判所に申立てを行うことで本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結等ができます。（後見類型のみ）

Q 6. どのような場合に相談してほしいといった具体的な例はありますか？

A 6. 成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関する相談、成年後見人等への活動支援、制度についての相談したいことがあればお気軽にお問合せください。また、成年後見制度活用検討チェックシートをご活用ください。

チェックシート：

<https://www.toyokawa-shakyo.or.jp/facility/seinen/>



Q 7. 成年後見制度を利用すると、お金を自由にできなくなるのですか？

A 7. 成年後見人等が通帳の管理をすることになりますが、スーパーやコンビニで普段使う日用品（食料や衣料品）の買い物は自由にできます。成年後見人等は、本人の財産を守ること、財産がなくなって困らないように本人の思いに寄り添った支援をします。ただし、高価な物を買うときなどは、成年後見人等と一緒に決めることが必要になることもあります。

<意見>

1. 成年後見制度について、気軽に相談できる環境を整えてほしいのと、相談窓口（TEL）を設けていただけると助かります。成年後見制度の周知が不十分に感じます。（行政機関、金融機関、施設、病院等への届け出が円滑にいかない。）
→ **令和6年度より豊川市と豊川市成年後見支援センター（豊川市社会福祉協議会）で中核機関を設置し、豊川市の権利擁護支援の充実を推進しています。成年後見制度の広報啓発・制度に関する相談・後見人支援・これまで関わりのなかった金融機関など、他機関とのネットワークづくりをはじめ、地域の中で成年後見制度が十分に理解されるよう活動しています。こちら（リンク）をご活用ください。又は同封したわかりやすいパンフレット裏面をご覧ください。**
2. 成年後見制度を利用するまでに時間や費用が掛かるので、正式な手続きをしなくても簡単にできる制度、仕組みがあると良いと思います。
→ **本人の大切な財産の管理や意思決定に関わる重要な役割を担うため、成年後見人等を選任するには慎重に手続きを行う必要があると考えます。一方で、本人の判断能力の低下が軽度である場合には、日常生活自立支援事業が利用できます。こちらは通帳等の預かり、お金の引き出し支援、契約等の支援を行うものです。成年後見制度と比較して申請から利用開始までの期間が短いこと、利用を途中でやめることができる点などが異なります。利用開始時に本人に契約能力があること、福祉サービスを利用していることが前提の事業となりますが、必要に応じてご活用ください。事業に関するお問い合わせは豊川市社会福祉協議会の成年後見支援センター（電話：0533—83—6377）までご相談ください。**
日常生活自立支援事業
<https://www.toyokawa-shakyo.or.jp/facility/seinen/nichijou/>

3. 成年後見人等がどこまで本人の意向がくみ取れますか。本人のことをよく知る方、会う頻度が多い方をお願いしたい気持ちがあります。
→ **成年後見人等は、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない、意思尊重義務と身上配慮義務があります。平成29年度から第一期成年後見制度利用促進基本計画が実施され、豊川市でも令和5年度から豊川市成年後見制度利用促進計画が実施され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のため、成年後見人等による意思決定支援と身上保護を重視した支援を推進しています。**
4. 成年後見制度を利用するように家族・親族へ提案するが、「本人と疎遠だった」などの理由により利用がなかなか進まないことがあります。すでに認知機能の低下した本人では判断できない状態になっていることが多いです。

→ 例えば、親族はいるけど高齢で支援できない、遠方にいるけど長年疎遠で支援できない、頼れる親族はいない、といった方で成年後見制度を利用したいが申立人がいない場合は、市区町村長が申立人になることもありますので、豊川市役所介護高齢課又は障害福祉課へご相談ください。

5. 受任後の支援をしてほしい。成年後見人等が取り残されないようにしてほしい。

→ 令和6年度に設置した中核機関の役割の一つに後見人支援があります。これまで豊川では成年後見人等同士のネットワークや成年後見人等の相談窓口がありませんでしたが、豊川市成年後見支援センターで成年後見人等からの相談を受け付けたり、後見人支援として、交流会を開催するなど、成年後見人等の方が活動しやすい地域づくりに努めていきます。

6. 合意形成の中心となるのはだれですか。合意形成にかかわる人の具体的な例を示してほしいです。(YouTube等に情報はありますか。)

→ 厚生労働省成年後見はやわかりサイト：

<https://guardianship.mhlw.go.jp/banner/>



7. 成年後見人等ができること、できないことを教えてください。

成年後見人等ができること	成年後見人等ができないこと
(財産管理) (例) ・ 預貯金通帳、印鑑の管理 ・ 預貯金の管理、年金や給与の受取り、公共料金・税金の支払い等 ・ 不動産の管理、処分 ・ 遺産分割 ・ 本人が自身に不利益となる契約を組んでしまった場合の取り消し (身上保護) ・ 日常生活の見守り ・ 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い ・ 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い ・ 福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い ・ 介護保険制度や障害者サービスの利用契約、サービス内容の確認、見守り ・ リハビリ等に関する契約の締結、費用の支払い	(財産管理) (例) ・ 利殖等を目的とした資産運用 ・ 財産の贈与 ・ 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いなど、本人の利益にならない費用の支払い ・ 本人の利益にならない債務保証、財産放棄 ・ 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使 (身上保護) ・ 買物や通院同行などの事実行為 ・ 医療行為に対する決定及び同意（検査、治療行為などの、与薬、注射、輸血、放射線、手術等） ・ 入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人 ・ 健康診断、施設入所などを本人の意思に反して強制的に行うこと ・ 一身専属的行為（遺言、養子縁組、結婚、離婚等） ・ 居住する場所の指定（居場所指定権）